第一 目的

この法律は、 我が国 の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、 その構造改革を推 進

ることと併せて、 良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要で

あることに鑑み、これらに関し、 国の責務及び国が講ずべき施策等を定めるとともに、 事業再編又は

事

す

業参入を促進するための措置を講ずること等により、 農業者による農業の競争力の強化 の取組を を支援し

もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とすること。 第一 条関係

第二 定義

農業資材事業」とは、 農業資材の生産又は販売の事業であって農業者が行うもの以外のものをいう

ものとすること。

「農産物流通等」 とは、 農産物 (農産物を原材料として製造し、 又は加工したものを含む。 以下同じ。

 \mathcal{O} 卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加 工をい V. 農産物流 通等 事

業 とは、 農産物流通等の事業であって農業者が行うもの以外の ものをいうものとすること。

 \equiv 「農業生産関連事業」 とは、 農業資材事業又は農産物流通等事業をいい、 「農業生産関連事業者」 と

は、農業生産関連事業を行う者をいうものとすること。

匹 事 業再 編 とは、 農業生産関 連 事 業者が行う事業活動であって、 合併、 分割等の措置を行うととも

に、 農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の 経営資源 の高

度な利用により、 農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものをいうものとすること。

五. 「事業参入」 とは、 農業生産関連事業を新たに行うことをいうものとすること。 (第二条関係)

第三 国の責務等

一国の責務

玉 には、 農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、 国内外における農業資材の供給及び

農産物流通等の状況を踏まえ、 良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するた

8 \mathcal{O} 施策を総合的に策定し、 並びにこれを着実に実施する責務を有するものとすること。

(第三条関係)

一 農業生産関連事業者等の努力

- (-)よう取り 農業生産関連事業者は、 り組むとともに、 その取り 良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化 組 を持続的に行うよう努めるものとすること。 の実現に資する

(__)

政府関係

金融

機関及び

株式会社

農林漁業成長産業化支援機

構

(以下「支援機構」という。) は、()

 \mathcal{O} 取組を促進する観点から、 農業生産関連事業者に対する資金供給を行うよう努めるとともに、 民間

金融機関と連携するよう努めるものとすること。

(第四条関係)

三 農業者等の努力

農業者 には 農業資材の調達を行い、 又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、 有利な条件を提

示する農業生産関連事 業者との取 引を通じて、 農業経営 の改善に 足取り組 むよう努めるものとすること。

(___) 農業者 の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、一の取組を促進する観

点から、支援を行うよう努めるものとすること。

(三) 農業者 の組織する団体であって農業生産関連事業を行うものは、 農業者の農業所得の増大に最大限

の配慮をするよう努めるものとすること。

兀

(第五条関係)

主務大臣及び関係行政機関の長 (合議制の機関である場合にあっては、 当該行政機関) は、 相互 に連

携を図りながら協力するものとすること。

(第六条関係)

五 国は、 農業生産関連事業者の自主的な努力を支援することにより、 民間事業者の活力の発揮を促進

適正な競争の下で農業生産関連事業の 健全な発展を図ることに留意するものとすること。

(第七条関係)

第四 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

一 農業資材事業に係る事業環境の整備

玉 は、 良質かつ低廉な農業資材 の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、 次に掲げる措置

その他の措置を講ずるものとすること。

農業資材に係る規制について、 当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための

見直しを行うこと。

(___) 農業資材の開発について、 良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定すると

ともに、 独立 行政法人の 試験研究機関、 大学及び民間事業者 \mathcal{O} 間 の連 携 を促進すること。

(三) 銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さく、 事業者の生産性が低い ものにつ

1 て、 銘柄数の増加と関連する基準の見直しその他の農業資材の銘柄集約の取組を促進すること。

(四) 種子その 他 \mathcal{O} 種苗に ついて、 民間事業者が行う種 描 の生産及び供給を促進するとともに、 独立行政

法 人の 試 験 研 究機関及び 都道府県が 有する種 苗 0 生産に関する知見の 民間 事業者 こへの提 供を促 進 する

こと。

(第八条関係)

二 農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進等

国は、 農業資材事業について、 適正な競争の下で高 1 生産性が確保されるよう、 事業再編又は事業参

入を促進することその他 の必要な措置を講ずるものとすること。

(第九条関係)

三 農業資材の調達等に必要な情報の入手の円滑化

玉 には、 農業者又は農業者団体が農業資材の調達を行うに際し、 有利な条件を提示する農業生産関連 事

業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、 民間事業者の 知 見

を活用しつつ、講ずるものとすること。

(第十条関係)

第五 農産物流通等の合理化を実現するための施策

一 農産物流通等事業に係る事業環境の整備

国は、 農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、 次に掲げる措置その他の

措置を講ずるものとすること。

- (-)農産 物 流 通等に係る規制について、 経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。
- 農産物 流 通等に係る規格について、 国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、 民間事業者が定

めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

 (\equiv) 農産物流通等について、 その業務の効率化に資するため、 情報通信技術その他の技術の活用を促進

すること。

(第十一条関係)

二 農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等

(-)国は、 農産物 の卸売又は小売の事業について、 適正な競争の下で効率的な農産物の流通が 行われ れる

とともに、 農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、 適正な競争の下で高い生産

性が 確保されることとなるよう、 事業再編又は事業参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとす

ること。

(__) 国は、一の措置を講ずるに当たっては、 農業の健全な発展に資するため、 農産物の取引の安定が確

保されるよう配慮するものとすること。

(第十二条関係)

三 農産物の直接の販売の促進

玉 は 農業者又は農業者団体による農産物の消費者 への直接の販売を促進するための措置を講ずるも

のとすること。

(第十三条関係)

四 農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化

国は、 農業者又は農業者団体が農産物の出荷又は販売を行うに際して、 有利な条件を提示する農業生

産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、 民間事業

者の知見を活用しつつ、講ずるものとすること。

(第十四条関係

五 農産物の品質等についての適切な評価

玉 は、 農産物の取引又は消費に際し、その品質、 生産又は流通の方法その他特性が適切に評価される

ようにするための措置を講ずるものとすること。

(第十五条関係)

第六 施策の検討

政府は、 おおむね五年ごとに、 国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査

を行い、これらの結果を公表するものとすること。

(第十六条第一項関係)

一政府は、 おおむね五年ごとに、 第四及び第五に定める施策を含め、 良質かつ低廉な農業資 材 \mathcal{O} 供給又

は農産が 物 流 通等の合理化を実現するため (T) 施策 の在り方について、 農業者による農業の 競 争力 0 強 化 \mathcal{O}

取組を支援する観点から検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(第十六条第二項関係)

第七 事業再編又は事業参入を促進するための措置

主務大臣 は、 事業 再編又は事業参入の促進の実施に関する指針 (以下「実施指針」 という。) を定め

るものとすること。

実施指針 には、 農業生産関連事業の将来の在り方等を定めるものとすること。 (第十七条関係)

計画の認定

三

(-)事業再編の促進の対象となる農業生産関連事業を行う事業者は、 事業再編計画を作成し、 主務大臣

の認定を受けることができるものとすること。

(__) 事業再編計画には、 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標等を記載する

ものとすること。

(三) 主務大臣は、一の認定の申請があった場合において、 当該事業再編計 画が実施指針に照らし適切な

Ł のである等と認めるときは、 その認定をするものとすること。

(四) 主務大臣は、 事業再編計画の認定をしようとする場合において、当該認定に係る申請を行う事業者

 \mathcal{O} 事業再編が、 適正な競争を阻害するおそれがあるときは、あらかじめ公正取引委員会に協議するも

のとすること。

(五) 事業参入の促進の対象となる農業生産関連事業を新たに行おうとする事業者は、 事業参入計画を作

成し、主務大臣の認定を受けることができるものとすること。

(六) 事業参入計画には、 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標その他事業参

入の目標等を記載するものとすること。

(七) 主務大臣は、 (五の認定の申請があった場合において、 当該事業参入計画が実施指針に照らし適切な

ものである等と認めるときは、その認定をするものとすること。

(第十八条から第二十二条まで関係)

一 事業譲渡の場合の債権者の異議の催告

事 業再編計画に従って行う事業譲渡につき、 株主総会等の決定がなされたときは、 事業譲渡に伴い移

転する債務に係る債権者に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨の催告をすることができることとし

債権者が期間内に異議を述べなかったときは、事業譲渡を承認したものとみなすものとすること。

(第二十三条関係)

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証

事業再編計画又は事業参入計画に従って事業再編又は事業参入を行うのに必要な社債の発行及び資金

の借入れに対し、 独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うものとすること。

(第二十四条関係)

三 株式会社日本政策金融公庫による融資等

(-)事業再編計画又は事業参入計画に従って事業再編又は事業参入を行うのに必要な資金について、株

式会社日本政策金融公庫が貸付けを行うことができるものとすること。

(第二十五条関係)

(__) 事業再編計画又は事業参入計画に従って海外において事業再編又は事業参入を行う場合に、外国の

金 融 機関 からの 借入れに対し日本政策金融公庫が債務保証を行うことができるものとすること。

(第二十六条関係)

四 株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等

事業再編計画又は事業参入計画に従って事業再編等を行うのに必要な資金について、 支援機構が出資

等を行うことができるものとすること。

(第二十七条から第三十条まで関係)

第九 その他

一雇用の安定等

(-)事業再編計画の認定を受けた事業者 (以下「認定事業再編事業者」という。) は、 事業再編を実施

するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、 失業の予防その他雇用の安定

を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

(__) 国は、 認定事 ,業再編事 業者の雇用する労働者について、 失業の予防その他雇用の安定を図るための

措置を講ずるとともに、 雇用されていた労働者に対して就職のあっせんその他職業及び生活の安定に

資する措置を講ずるよう努めるものとすること。

(第三十二条関係)

二 報告の徴収

主務大臣は、 事業再編計画の認定を受けた事業者又は事業参入計画の認定を受けた事業者に対し、 認

定を受けた事業再編計画又は認定を受けた事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる

ものとすること。

(第三十四条関係)

三 この法律における主務大臣は、 次に掲げる事項の区分に応じ、定める大臣とする。ただし、第三の四

及び第七の一に規定する主務大臣 は、 農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣とする。

(-)事業再編計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業再編計画に係る農業生産関連事業を所管す

る大臣

(___) 事業参入計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管す

る大臣

(第三十五条関係)

第十 附則

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

(附則第一条関係)

二 経過措置

第六の一の最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内に行うものとし、第六の二の最

初の検討は、この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとすること。 (附則第二条関係)

三 その他この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとすること。

(附則第四条及び第五条関係)